

秋選管告示第百五十一号

政治資金規正法第二十條の二第二項又は政党助成法第三十二條第五項の規定による報告書等の閲覧等の請求及びその方法に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年十二月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹 田 勝 美

政治資金規正法第二十條の二第二項又は政党助成法第三十二條第五項の規定による報告書等の閲覧等の請求及びその方法に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法第二十條の二第二項又は政党助成法第三十二條第五項の規定による報告書等の閲覧等の請求及びその方法に関する規程（平成八年秋選管告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（閲覧の請求） 第二条 次に掲げる文書の閲覧を請求しようとする者は、県委員会にその旨を申し出て、閲覧簿に必要な事項を記入しなければならない。 一 政治資金規正法第十二條第一項又は第十七條第一項（同法第十八條第一項又は第十八條の二第一項において一の政治団体又は政治団体と見なして適用する場合を含む。）に規定する報告書 二 政治資金規正法第十九條の十四に規定する政治資金監査報告書 三 政治資金規正法第十九條の十四の二第四項に規定する確認書 四 政党助成法第十八條第一項（同法第二十九條第一項において準用する場合を含む。）に規定する支部報告書	（閲覧の請求） 第二条 次に掲げる報告書等の閲覧を請求しようとする者は、県委員会にその旨を申し出て、閲覧簿に必要な事項を記入しなければならない。 一 政治資金規正法第十二條第一項又は第十七條第一項（同法第十八條第一項又は第十八條の二第一項において一の政治団体又は政治団体と見なして適用する場合を含む。）の規定による報告書及び同法第十九條の十四の規定による政治資金監査報告書（以下これらを「収支報告閲覧対象文書」という。） 二 政党助成法第十八條第三項（同法第二十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定による支部報告書及び支部総括文書（同法二十條第二項又は第三十條第二項の規定による支部総括文書を含む。）

五 政党助成法第十八条第三項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。）に規定する支部総括文書（同法第二十条第二項又は第三十条第二項の規定による支部総括文書を含む。）

六 政党助成法第十九条第五項及び第二十九条第四項において準用する同法第十九条第一項に規定する 監査意見書

（ 写しの交付の請求）

第三条 政治資金規正法第二十条の二第二項又は政党助成法第三十条第五項の規定により、前条各号に掲げる

文書（以下これらを「報告書等」という。）の写しの交付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「交付請求書」という。）を県委員会に提出しなければならない。

一 略

二 写しの交付の請求に係る政治団体の名称並びに報告書等に

に係る収入及び支出がされた年

三 求める写しの交付の方法

四 送付の方法による報告書等

にあつては、その旨

の写しを求める場合

2 略

3 県委員会は、第一項

の規定による請

求を受けたときは、当該請求のあった日から三十日以内に、当該請求に係る報告書等

の写しを交付するものとする。

ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 略

5 第一項

の規定による請求に係る報告

書等

が著しく大量であるため、前項の規定により第

三項に規定する期間を三十日延長しても、当該請求があった日から六十日以内にそのすべてについて写しの交付をすることにより

三 政党助成法第十九条第五項及び第二十九条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定による監査意見書

（収支報告閲覧対象文書の写しの交付の請求）

第三条 政治資金規正法第二十条の二第二項

の規定により、県委員会の受理した収支報告閲覧対象

文書

の写しの交付を請求

しようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「交付請求書」という。）を県委員会に提出しなければならない。

一 略

二 写しの交付の請求に係る政治団体の名称並びに収支報告閲覧

対象文書に係る収入及び支出がされた年

三 求める写しの交付の方法（用紙に複写したものに限る。）

四 送付の方法による収支報告閲覧対象文書の写しを求める場合

にあつては、その旨

2 略

3 県委員会は、政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による請

求を受けたときは、当該請求のあった日から三十日以内に、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。

ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 略

5 政治資金規正法第二十の二第二項の規定による請求に係る収支

報告閲覧対象文書が著しく大量であるため、前項の規定により第

三項に規定する期間を三十日延長しても、当該請求があった日から六十日以内にそのすべてについて写しの交付をすることにより

事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、県委員会は、当該請求に係る報告書等 <u>のうちの相当の部分につき当該期間内に第三項の規定による交付をし、残りの報告書等</u> については相当の期間内に交付をすれば足りるものとする。この場合において、県委員会は、同項に規定する期間内に、次に掲げる事項を請求者に書面により通知しなければならない。 一 略 二 残りの報告書等 <u>に係る第三項による交付をする</u> 期限 第四条 <u>報告書等の閲覧の請求及び閲覧は、執行時間中にしなければならない。</u>	事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、県委員会は、当該請求に係る収支報告 <u>閲覧対象文書のうちの相当の部分につき当該期間内に第三項の規定による交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書</u> については相当の期間内に交付をすれば足りるものとする。この場合において、県委員会は、同項に規定する期間内に、次に掲げる事項を請求者に書面により通知しなければならない。 一 略 二 残りの収支報告 <u>閲覧対象文書</u> に係る第三項による交付をする 期間 第四条 <u>第二条各号に掲げる報告書等の閲覧の請求及び閲覧は、執行時間中にしなければならない。</u>
--	--

附 則

この規程は、令和八年一月一日から施行する。